

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 22 年 2 月 5 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	森林バイオマスを利用する地球に優しい大隅うなぎ養殖事業
排出削減事業者名	有限会社立石養鰻
排出削減共同実施事業者名	凸版印刷株式会社 株式会社リサイクルワン (その他関連事業者：協同組合きもつき木材高次加工センター)
事業実施場所	立石養鰻 (鹿児島県肝属郡肝付町新富 1784-2)
事業の概要	鰻養殖場の加温用ボイラーを A 重油ボイラーから木質チップ温水ボイラーに転換することにより、A 重油使用量を削減し製材端材等を有効活用するとともに、CO2 排出量の削減を行うもの
排出削減量の計画	571tCO2/年 (事業実施期間合計 2,409tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 1 月 10 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：立石養鰻 養鰻場</p>
追加性を有すること	<p>1)本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを質問等により確認した。</p> <p>2)本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧により確認している。本事業の投資回収年数計算について、入手した根拠資料、質問および検算により 5.1 年であることを確認した。投資回収年数の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>3)本事業者である有限会社立石養鰻は、鰻養殖場の加温に A 重油ボイラーを使用していたが、CO2 排出量が多いこと、および昨今の原油価格の乱高下による経済性への懸念から、化石燃料使用削減の目的で木質チップボイラーへの更新を図った。その他関連事業者でチップ燃料供給業者である協同組合きもつき木材高次加工センターは、従来はチップを製紙原料として製紙工場まで船舶輸送していたが、地産地消として近隣に供給して CO2 排出を削減したいという要望があり、本事業者がこれに共感したこと、その他関連事業者が本事業に対して様々な支援を行ったことも要因の一つとなった。</p> <p>しかしながら、木質チップ価格も原油価格に従って変動する料金体系となっているため設備投資判断が難しかったが、国内クレジット制度を活用することにより投資回収期間の短縮に寄与することが期待されることが、事業実施の後押しとなった。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者およびその他関連事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施した。</p>
排出削減方法論に基づいて	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001「ボイラー</p>

<p>実施されること</p>	<p>の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>2) 既存設備の使用年数が法定耐用年数である 15 年の 2 倍 (30 年) を超えていないことを、質問・関連資料の閲覧により確認した。</p> <p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、本事業は木質チップボイラーへの更新のため、ボイラー効率の改善については不問であり、また実際に木質チップボイラーが導入されている事を現地審査の際に確認している。</p> <p>適用条件 2 については、ボイラーの更新を行わなかった場合、既存のボイラーを継続して利用することができることを、事業実施前設備導入時期の確認、関係者への質問や、引き続きバックアップボイラーとして使用していることの確認等により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、更新後のボイラーで生産した温水は対象事業所にて自家消費されることを、関係者への質問および現地往査により確認している。</p> <p>3) 本排出削減事業により生じるバウンダリ外での温室効果ガスとして、木質チップのトラック輸送による排出が考えられ、この排出量を算定した結果、本排出削減事業の排出削減量の 5% に満たないことを、排出削減事業者及び燃料供給事業者への質問や、関連証憑等により確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>
----------------	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

・本事業で使用する木質チップ燃料は、国産スギ材 100% を原料とする製材端材であり、従来は畜産農家の敷き料や製紙原料として使用されていたことを確認した。

以上